

審 査 請 求 書

平成21年7月8日

国土交通大臣

金子 一 義 殿

審査請求人

比留間 哲 生

岩 倉 正 剛

永 田 親 義

次のとおり審査請求をします。

1. 審査請求人の氏名及び年齢並びに住所

比留間 哲 生 年齢69歳 住所 横浜市栄区庄戸 3-25-7

岩 倉 正 剛 年齢72歳 住所 横浜市栄区庄戸 3-6-10

永 田 親 義 年齢86歳 住所 横浜市栄区庄戸 3-13-23

2. 審査請求に係る処分

国土交通省横浜国土事務所長 安田泰二、横浜市道路局長 山下博及び東日本高速道路(株)横浜工事事務所長 小谷充宏が「横浜環状南線の設計・用地説明会」を6月29日に開催する旨の文書を庄戸地区1300戸の9割に及ぶ地権者に配布しないまま当日説明会を実施しようとし、これに反対する住民と話し合いが続いている最中に、予定の会場以外の野外で少数の住民(その多くは非地権者)を対象に説明会を強行した件。

3. 審査請求に係る処分があったことを知った年月日

平成21年6月29日

4. 審査請求の趣旨

6月29日約200名の地域住民と事業者側代表で説明担当の加藤工事長が会場予定地の小学校正門前で話し合っている最中に予定外の場所で抜き打ち的に少数の住民(その多くは非地権者)を対象に行った説明会の無効宣言を求める。

5. 審査請求の理由

別紙(資料1を含む)

6. 処分庁の教示の有無

無

連絡先：永田親義 (Tel & Fax 045-894-5336)

審査請求の理由

今回の審査請求の理由を述べる前に、請求人らは6月15日付けで審査請求をした件について是非伺っておきたいと思う。それは審査請求に対する却下の決裁が余りにも早く、果たして審査庁における手続きが遺漏のない形で行われたのか疑問を感じざるを得ないからである。即ち、審査請求が審査庁に届いたのは6月15日であり、裁決書送付が6月24日付けであることからみて、審査期間は僅か6日に過ぎず、このような短期間に果たして十分な審査ができるのか極めて疑わしいのである。通常、請求に対する裁決は最低1ヶ月を要するとされることからみて、今回の場合は余りにも短期間であり、異常という外ない。特に今回の請求の内容は住民の生命・財産に深く関わる問題であり通常よりもむしろ長期間の審査を要するものと請求者らは考えていたのである。それが僅か6日の審理で裁決に至ったのはなぜか伺いたい。

それは審査手続き中、事業者は法的に説明会を開くことができないため、6月29日開催が可能となるようにお墨付きを与えたとしか考えられないのである。これは行政不服審査法の精神を踏みにじる身勝手なやり方であり、厳しく追及するものである。

更に請求人らは審査庁の責任者としての金子国土交通大臣に以下のことについて是非見解を示していただきたいと思う。それは庄戸地区1300戸の地権者の内、100戸余りの住民に対してのみ説明会開催の文書を配布し、残りの9割1200戸の住民には文書を配布しないまま事業者は横浜環状南線的设计・用地説明会の開催を進めたことである。このように大半の地権者を無視して開く説明会には重大な手続き上の瑕疵があり、改めて全地権者に文書を配布した上で説明会を開くべきであると請求人らは考えるが、この考えは誤っているのか伺いたい。もしそれが間違いであればどこが間違いであることを示していただきたい。

なお、上記のことに関連して請求人らは国民として行政不服審査法の在り方に大きな疑問を感じるのであり、そのことを以下に申し述べる。それは同法第1条第1項には「行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民に対して広く行政庁に対する不服申し立てのみちを開く・・・」と高らかに謳ってどしどし審査請求できるかのように思わせながら、いざ請求すると殆どの場合同法第2条第1項を適用して却下するのである。この法律は広く国民に審査請求のみちを開くとしながら、実はそのあとに高い壁があつて殆どが却下される仕組みになっているのである。これは羊頭を掲げて狗肉を売る類としか請求者等には思われないのである。さらにこの法律は一体誰のために存在するのか大きな疑問を感じざるを得ず、むしろそれは行政を守るためのものではないかとさえ思われるのである。というのは、たとい行政が不法不当なことをやり、それに対して国民が不服審査請求をしても第2条第1項の壁は余りにも高く、殆どの場合間違いなく却下されるからである。つまり、結果として行政はしっかりと守られているのである。この条文は「この法律にいう処分には、各本条に特別の定めがある場合を除くほか、公権力の行使に当たる事実上の行為で、人の収容、物の留置その他その内容が継続的性質を有するもの（以下事実行為という）が含まれるものとする」となっており、抽象的で曖昧な分かりにくい法律用語が羅列されているのである。そのため多くの請求者はこの条文のどの部分によって自分の請求が却下されたのか全く分からないのである。特にここで人の収容とか物の留置といった犯罪を匂わすような用語が出てくるのは奇怪である。

更に6月24日付け金子国土交通大臣による請求却下の理由については、なぜ却下したのか全く分からない。事業者による説明会について「その行為によって直接請求人の権利義務を形

成し、又はその範囲を確定することが法律上認められているものではないので、法律第2条第1項の処分には該当しない」と述べているが、一体何を言わんとしているのか想像することすらできない。ただここで請求人の権利義務という表現があるのに今回の事業者の説明会の手続きにおいて地権者としての住民の権利が無視されたことが何故問題にならないのか不可解である。権利にも色々あるとしても、憲法第29条で保障された国民の財産権に関する権利、即ち地権者の権利が侵害された今回の問題がなぜ審査請求の対象にならないのか不可解であり、その理由を具体的に分かり易く説明してもらうことを求めるものである。

以下、今回の審査請求の理由について述べる。

今回の横浜環状南線的设计・用地説明会については手続き上重大な瑕疵があり、住民がこれを厳しく追及したにも拘わらず事業者は説明会の強行を図り、その際住民を欺くなど極めて姑息で卑劣な策を弄した。以下、これらについて具体的に述べる。

1. 庄戸トンネルについては開削か非開削かを明らかにしないまま設計・用地説明会を開催するのは住民を愚弄するものである

6月3日事業者は庄戸地区の一部住民と5名の町会長だけに6月29日に横浜環状南線的设计・用地説明会を開催する旨の文書を配布した。このように資料を一部住民だけに配布し、大多数の住民を無視した点で手続き上重大な瑕疵があり、このことは後に述べるが、ここでは工法が開削か非開削かという重要な情報を一切知らせないまま設計・用地説明会を開催するというまさに住民を愚弄する不当なやり方を厳しく追及する。

庄戸地区分合流部のトンネルは10車線の計画であり、掘削断面積は開削の場合1500㎡、非開削の場合870㎡という我が国はもちろん世界でも未だ例のない超巨大なものである。住宅地の真中にこのような超巨大トンネルを掘削することに住民は強く反対しているが、事業者は強引に事を進めており、このような状況の中で住民は計画の進行状況についてなるべく早く正確な情報を得るための努力をしているというのが実状である。

庄戸トンネルについては平成19年1月に第1回庄戸トンネル検討会が開かれ、開削か非開削かの比較検討がなされ、以後平成21年4月に第2回、5月に第3回の審議が行われた。しかし5月の検討会でも開削と非開削のいずれの工法が有利かについては結論が得られず、その事は公開の議事録に記されており、5月の検討会でも結論は得られなかったとされている。この結果を見て住民は近い将来事業者が独自に開削か非開削かを決定し、そのことを公表した上で設計に入るものと考えたのである。そうだとすれば「横環南ができるまでの流れ」(資料1)にあるように、設計は3年余り掛けて丹念かつ詳細に行われるに違いなく、現在は設計作業を進めている最中であると考えていたのである。ところが第3回庄戸トンネル検討会が開かれた5月19日から僅か2週間後の6月3日に設計・用地説明会を開催すると通告してきたのである。世界に類のない超巨大トンネルの設計がこのような短期間に完了することは到底考えられず、そのような設計は信用できないし住民は恐ろしさと危惧の念で一杯である。

更に今回の説明会がいかにも住民を軽んじ愚弄しているかは、住民が最も関心を持っている開削か非開削かについても事業者はそれに答えず、説明会の時に報せると言い続けていたことである。開削か非開削かは工事公害とも関連して住民にとって極めて重要な問題であり、今回の設計がそのいずれについてのものかについて是非明らかにするように要求したにも拘わらず、それは説明会で明らかにするとして一切知らせなかったのである。このように当然知らせるべき情報を出さない事業者の行為は不当というよりも住民を愚弄するものである。

2. 設計・用地説明会開催の文書を地権者に配布しないままそれを強行しようとしたのは憲法第29条違反である

憲法第29条には「財産権はこれを侵してはならない」としている。庄戸地区1300戸の住民にとって横浜環状南線の予定地にある共有地に関する所有権は重要な財産権である。事業者は6月3日に庄戸地区の道路予定地周辺の100戸余りと庄戸1～5丁目の各町会長だけに6月29日に設計・用地説明会を開催する旨の文書を配布し、9割1200戸の地権者には配布しないまま説明会の開催を図った。これは明らかに1200戸の地権者の財産権を侵害する行為であり、憲法第29条に違反する。これは説明会開催が法的に義務づけられたものか否かには関係がない。また、事業者がたとえ地権者に知らせないまま説明会を開催したとしてもそれは財産権の侵害に当たらないと主張するとすればそれは言い逃れの詭弁に過ぎない。地権者に文書を配布せず説明会開催を報せない場合、それは地権者の有する財産権を無視することであり、これは財産権の侵害以外の何ものでもない。なぜなら地権者は自らの生命、財産に深く関わるトンネル構造に関する設計・用地説明会の説明を聞く機会を奪われることになるからである。公共事業を進めるに当たっては、住民の権利を守ることが極めて重要であり、今回の事業者の行動は著しくこれに反するものである。審査庁として厳しい審査がなされることを強く求めるものである。

3. 町会を行政の末端組織とみなした今回の事業者の行為は地方自治の精神に反するものとして厳しく非難されるべきである

6月3日事業者は庄戸地区道路予定地周辺の100戸余の住民と庄戸1～5丁目町会の5名の町会長に6月29日に横浜環状南線設計・用地説明会を開催する旨の文書を配布し、その際、1300戸の地権者の9割1200戸には文書を配布しなかった。これは手続き上の重大な瑕疵であるとして住民が厳しく追及した。これに対して事業者は町会長に文書を配布したから1300戸の地権者には通達済みであると主張した。事業者のこの主張は、町会長は地権者の代表ではなく、他の町会員と同じく地権者の1人に過ぎないという初歩的なことを知らないだけでなく、町会を行政の末端組織と考えていることを示すものであり、町会の在り方ひいては地方自治とも関わる重大な問題として看過することができない。町会は会員相互の親睦と福祉の増進を目的とする自主的な任意の団体であり、行政とは独立した別組織である。そのことを明確にするため多くの町会は行政の発行する公報の類を会として会員に配布することはしないことにしており、請求者らの所属する町会も同様である。このように町会が本来の在り方を歪めることのないように注意を払い苦勞している中であって、それに反する行為を事業者が行うのは許し難いことであり、この点審査庁として厳しく批判すべきと考える。

4. 事業を進める上での関係住民への説明会は成文法に準ずる慣習法とみなすべきである

事業者は設計・用地説明会の開催は法律で義務づけられものではないから、地権者への連絡漏れがあっても問題はないかのように主張する。しかし、事業を進めるに当たっての流れ、つまり手順は1988年以来新聞折り込みのパフレット類や各種説明資料での表示などを通じて今まで何百回となく住民の目と耳から入力されており、住民は今では暗記できる程身近なものになっている。こうして事業者は事業の節目毎に住民に説明会開催を通告し、住民にそれを聞くように求めてきており、それは恰も法によって定まっている行事であるかのように住民に思わせてきたのである。このように自分達に必要なときは事業者は説明会開催を法に基づくものであるかのように振舞いながら、住民が説明会開催に異議を称えたり反対したりすると、これは法律で義務づけられたものではなくサービスで行っているものであるから、いつでも止めてよいかのように

言うのである。しかしこれは自分勝手な言い分であり、説明会は1988年以来20年以上に亘って何十回となく行われてきたものであり、一種の慣習法と見做し得るもので、それは成文法に準ずる強制力を持っているのである。従って、今回の設計・用地説明会についてもきちんと正しい手続きを踏んで行われなければならない、それがない限り事業を前に進めてはならないのである。

5. 事業者が騙し討ち的な形で強引に開催した青空説明会は無効である

6月29日午後5時以降、地権者住民と事業者が庄戸小学校正門前で話し合いを続けている最中に、事業者は別の場所で説明会の準備を進め、午後7時から少数の住民、しかもその多くは町会を脱会した非地権者を対象に説明会を始めたのである。それは小学校での説明会が困難になったため急遽準備したものではなく、昼間から周到に準備した上で行ったものであり、最初から住民を欺く形で計画されていたものだったのである。そのことは会場用テントや参加者用椅子など全て準備されていたことから分かる。しかも、許し難いのは、事業者側代表であり説明役である加藤工事長が200余名の住民と交渉する形で小学校正門前に住民を釘付けにする中、一方では他の場所で少数の住民相手の変則的説明会の準備を進めていたことである。このことを正門前で加藤工事長と話し合っていた住民は全く知らず、すでに変則的説明会が始まっていることを午後7時過ぎに知って驚き憤慨した。しかし、変則説明会とはいえ何人かの住民が聞いている以上、それを妨害することはしなかった。それは変則説明会を認めたからではなく、無用の混乱を避けるためであった。

設計・用地説明会は建設予定地に所有権を有する地権者を対象に説明することを目的とするものであるにも拘わらず、庄戸地区1200戸の地権者住民に文書で通知しない一方で、地権者ではない人達を含む少数の住民を対象にした説明会は全く正当性を欠くものであり、請求者らはこの変則的説明会は絶対に認めることはできない。審査庁としても厳正公正な審査によってこのような説明会を認定しないよう強く求めるものである。

以 上